

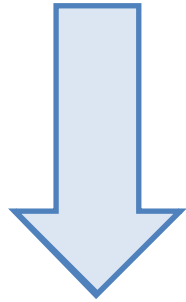
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)

平成23年2月14日
外務省

概論	1
条約の主な規定	2
日本人親がA国人親から返還申立てを受ける場合	3
返還申立ての結果(ハーグ条約事務局統計より)	4
論点1:子の所在の発見	5
論点2:当事者間での解決の促進	
論点3:返還命令又は返還拒否の基準	6
論点4:返還命令の執行	8

1. 概論

両親が国境を越えて子を奪い合う状況は、子にとって有害。
子の利益(福祉)を最重要に考える。



子の監護権(親権)は、子がそれまで在住していた国で決定することが望ましい。
そのため、まずは子をそれまで在住していた国に戻す。

【ハーグ条約の考え方】

1. 原則と例外

原則：常居所地国に子を返還する。

例外：子の返還により、身体的又は精神的危険がある、子自身が返還を拒否、連れ去りから一年以上経過し新しい環境になじんでいる等の場合は返還拒否できる。

主要締約国の司法判断において、返還命令と返還拒否の割合は、およそ7対3。

2. 判断の主体

現所在国の裁判所。(日本への連れ帰り事案については、日本の裁判所が判断する。)

2. 条約の主な規定

1. 条約の適用対象

監護権の侵害を伴う、16歳未満の子の、国境を越えた移動

2. 連れ去られ親は、中央当局*に対して、子の返還のための申請を行うことができる。

(*:子が現在すると思われる国の中央当局に対して直接に、又はそれまで在住していた国その他の中央当局を通じて行う。)

3. 子が現在する中央当局は、特に次のことのための全ての適切な措置をとる。

- (1) 子の所在の発見(7条a)
- (2) 子に対する更なる害の防止(7条b)
- (3) 任意の返還又は当事者間での解決の促進(7条c)
- (4) (司法上の)手続のための便宜の供与(7条f)
- (5) 子の安全な返還の確保(7条h)

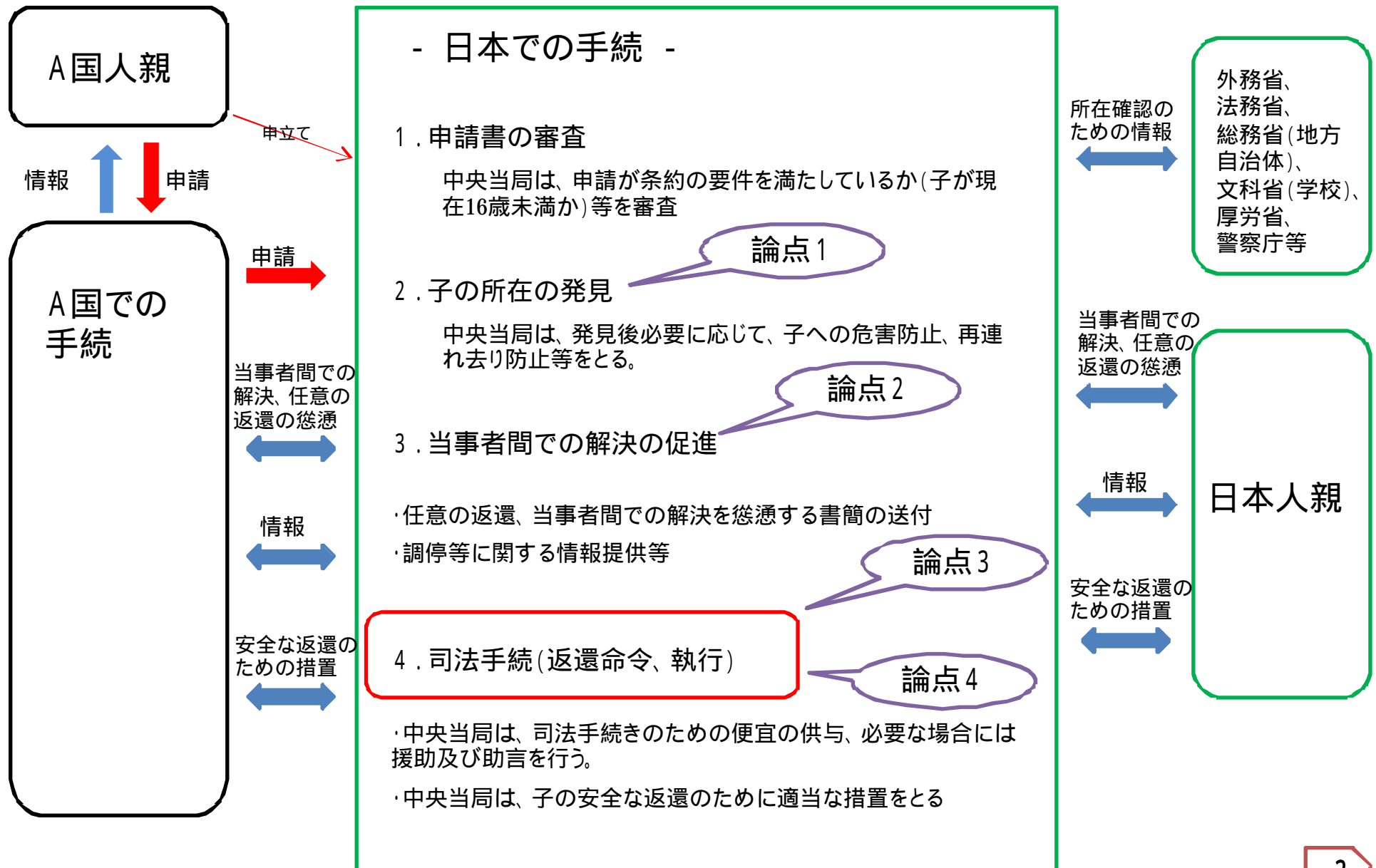
4. 締約国は、次のような場合を除いて、返還命令を出す

- (1) 連れ去りから一年以上経過し、子が新たな環境になじんでいる場合(12条)
- (2) 申立人が監護権を現実に行使していなかった場合(13条1a)
- (3) 申立人が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合(13条1a)
- (4) 子の返還が、身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合(13条1b)
- (5) 子が返還を拒否しており、当該子が意見を考慮するに十分な年齢・成熟度に達している場合(13条2)
- (6) 要請を受けた国の人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合(20条)

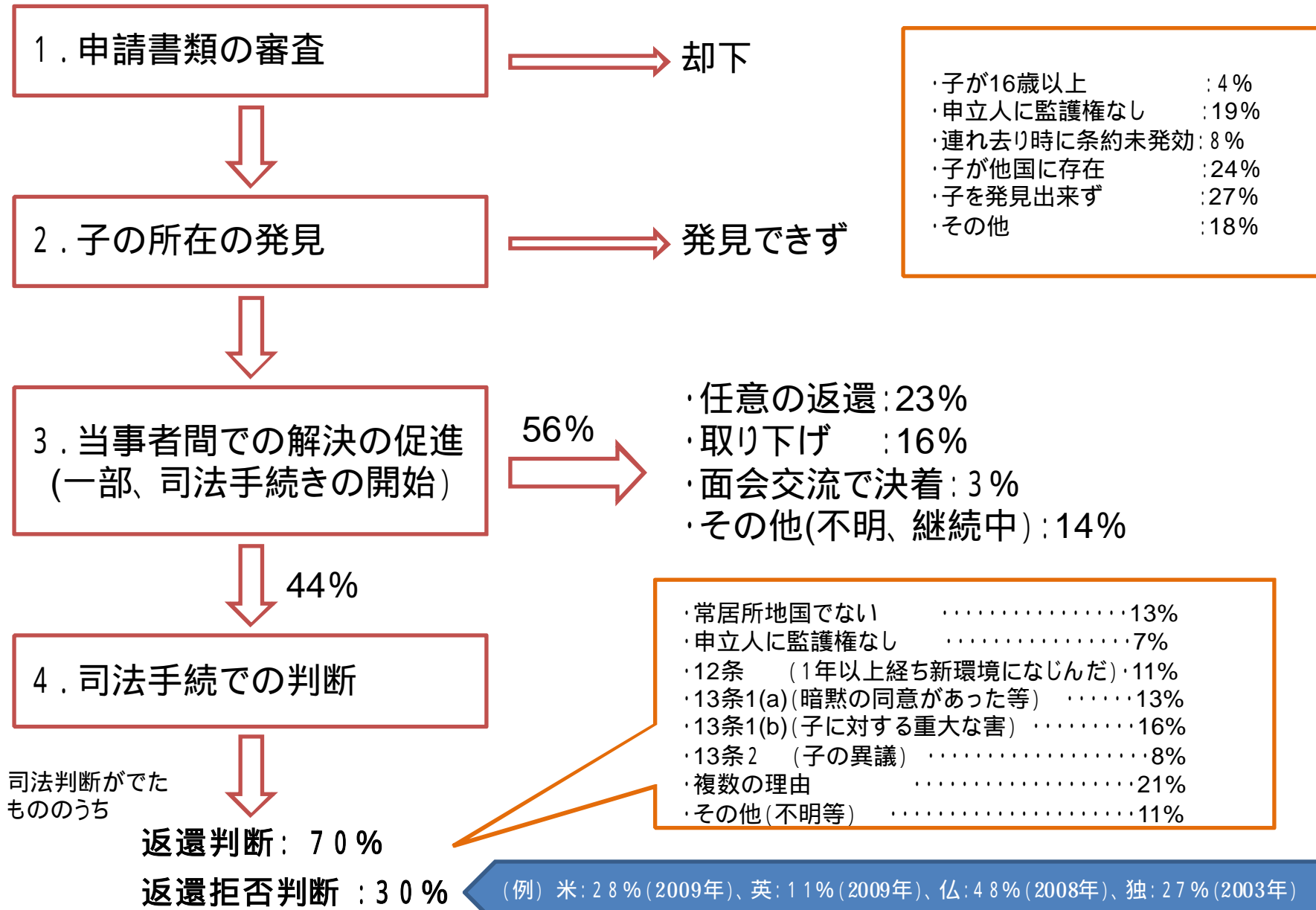
5. その他の主な規定

- (1) 締約国の司法当局は迅速な返還手続を行う。6週間以内に決定できない場合は遅延理由を明らかにする。(11条)
- (2) 監護権に関する判断の禁止(現所在国の裁判所は、監護権の決定をしない)。(16条)
- (3) 中央当局は、面会交流権の行使を確保するため適切な措置をとる。(21条)

3. 日本人親がA国人親から返還申立てを受ける場合



4. 返還申立ての結果 (ハーグ条約事務局統計より)



論点1：子の所在の発見

1. 条約は、子の所在を発見するために中央当局が全ての適切な措置をとることを定めているが、そのためにいかなる方策をとるかは、各国の判断に委ねられている。締約国が全ての適切な措置をとった上で、結果的に子の所在が発見されなかったとしても、そのこと自体が条約上の義務の不履行とはならないと考えられる。
2. 我が国における中央当局の業務としては、出入国記録、旅券情報、住民票、戸籍、戸籍附票、社会給付金の申請情報(例：子ども手当)、就学情報等に関する情報へのアクセス又は情報提供要請等が考えられる。更に、警察への一般行方不明者の届出も考えられる。

論点2：当事者間での解決の促進

1. 条約は、
 - (1) 子の任意の返還又は問題の友好的解決(当事者間での解決)のため、適切な措置をとることを定めており、
 - (2) また、状況に応じて必要な場合には、法律上の援助及び助言を与えることを定めている。
2. 我が国においては、
 - (1) 中央当局の業務としては、任意の返還又は当事者間での解決を慫慂するための働きかけ(書簡送付等)、必要に応じた情報提供等が考えられる。
 - (2) 調停の手続は義務とせず、当事者の合意があった場合のみ調停プロセスを経ることも可能とする制度が考えられる。

論点3：返還命令又は返還拒否の基準

裁判所は、常居所地国への返還により、子を危険にさらすことにならないか、子自身の意思はどうか、子が一年以上滞在し新しい環境になじんでいるか等の要素を、子の利益の観点から総合的に勘案して判断する。

1. 条約は、以下のような場合には返還を命ずる義務を負わないとしている。
 - (a) 連れ去りから一年以上経過し、子が新たな環境になじんでいる場合(12条2)
 - (b) 申立人が監護権を現実に行使していなかった場合(13条1(a))
 - (c) 申立人が事前の同意又は事後の黙認を与えていた場合(13条1(a))
 - (d) 子の返還が、身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状態に置くこととなる重大な危険がある場合(13条1(b))
 - (e) 子が返還を拒否しており、当該子が意見を考慮するに十分な年齢・成熟度に達している場合(13条2)
2. 我が国においては、これら子の返還拒否事由について国内法において規定することを検討していきたい。
3. なお、次のような場合には、司法手続開始の要件を満たさないとして申立てを却下することができる。
 - (a) 子が既に16歳に達している場合(連れ去り発生時の年齢は関係ない)
 - (b) 連れ去り又は留置の時点で、当該国について条約が発効していない場合
 - (c) 子が他国に所在していると判断される場合又は所在が不明である場合

ハーグ条約事務局が事例として紹介しているものの中には、次のような要素を勘案した上で、返還拒否の判断をしたものもある。

1. 母親が夫(父親)から、精神的DVを受けていた
2. 子が監護親と同居できないおそれ(監護親の逮捕・拘禁、入国拒否等)
3. 子が兄弟と同居できないおそれ(兄弟が返還を拒否している場合)
4. 返還に伴う経済困窮のおそれ

返還拒否が命じられた判例の具体例

INCADAD 判例番号	申請を受けた 国 (裁判した国)	申請国	連れ去り 時の子の 年齢	事実関係	裁判所の判断	判断理由
127	米	豪	2歳(男)	母は夫によるDVを理由に子連れで米に帰国。	条約第13条1(b)及び同(a)(連れ去りに同意)に基づき、返還を拒否。	父のDVを認定し、これと父母の不調和を考慮すれば、返還命令は子の福祉に重大な危険を及ぼす。 特に、母が豪で受けられる支援が比較的限られており、返還は子をストレスが高く、精神的に苦痛な環境におくものと評価。
335	ニューカレドニア (フランス)	カナダ	7歳(男)、 4歳(女)	母は子連れでカナダに帰国。母は父から金を盗んだとしてニューカレドニアで逮捕状が出されている。	連れ去りは不法だが、条約第13条1(b)により返還拒否。	母は逮捕状が出ているため、子とともにニューカレドニアに戻れないが、母は子を誕生以来ずっと面倒を見ており、子を母から引き離すことは子を耐え難い状況に置くため、子のみ返還できないと判断。
67	NZ	豪	11歳(男) 8歳(男) 4歳(女)	母と子は同居、父とは別居。母が子連れでNZに帰国。	連れ去りは不法であるが、一番幼い子について条約第13条1(b)により、上の二人の子につき同第13条2に基づき返還拒否。	上の二人の子の返還に反対との意見は、尊重するのが妥当。 一番下の子は、意見を表明するには十分なほど成熟していないが、彼女が上の兄と引き離されることは彼女の精神的な福祉に重大な危険を与える。
998	英 (スコットランド)	米	0歳(女)	母は子連れで帰国。	連れ去りは不法であるが、返還拒否。返還は、子を耐え難い重大な害にさらす。	母が子と戻ることが不可能な状況において子を返還することは子を耐え難い状況に置くとの原則を承認。 監護権を争う裁判は数ヶ月では終わりえず、その間母が働いたり、給付金を得ることはできず、母の経済状況が返還の最大の障害。 米国で母が自らと子のために生計を立てることが出来るのか、が主要な問題。子の監護に係る本案手続の間、父による滞在場所、費用の負担が約束されるのであれば戻ることが可能だが、父がそのような約束を守ることに証拠からは十分な確証が得られない。

論点4：返還命令の執行

1. 条約は、返還を命ずること(12条)及び子の安全な返還の確保のための必要かつ適当な行政上の措置をとること(7条2(h))を義務付けているが、そのためにいかなる方策をとるかは、各国の判断にゆだねられている。
2. 返還命令の執行方法に関してハーグ条約事務局が行った調査によれば、直ちに強制力を有する返還命令が出されることが一般的な国もあれば、返還命令が履行されない場合には執行のための司法プロセスを行うことが一般的な国もあることが報告されている。
3. 我が国においては、現行の執行の制度を変更することが、条約上求められているわけでは必ずしもないと考えられる。